

令和3年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	104

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化 ●理由 国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出すことにより安定化を図る。
事業内容	<p>根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分(7割・5割・2割)を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響(税・医療費)を勘案して算定した額を繰り出す。 ○事務費等繰出金 国保事務に要する経費の内、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○その他繰出金 市の基準により定めている項目について繰り出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療波及分:子ども医療等実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費のうち、保険者の責に帰すことのできない健診部分を繰り出す。 <p>●主な予算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険特別会計繰出金 445,111千円 ○国民健康保険特別会計繰出金前年度精算金 1千円
事業の目標	保険税負担の平準化を図り、国民健康保険財政の安定的な運営を図ること。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
国民健康保険特別会計繰出金	445,112	212,463	0	0	232,649	52%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	445,112	212,463	0	0	232,649	52%

令和3年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	6	国民年金費	114

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法に基づく法定受託事務の遂行 ●年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での自事務の遂行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付及び所得情報提供等）を行う。 ○住民からの国民年金に関する相談を受け、年金事務所等と連携し適切な事務や回答を行う。 ○年金事務所、事務センター等からの照会の回答を行う。 ○年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、日本年金機構へ給付金対象者の所得情報の提供、事前申請として年金担当窓口にて受付、相談及び請求書の発送事務を行う。 ●積算 <ul style="list-style-type: none"> ○年金相談員報奨金 1,212千円 ○普通旅費 2千円 ○特別旅費 18千円 ○消耗品費 153千円 ○通信運搬費 67千円 ○手数料 1千円 ○愛知県都市国民年金協議会負担金 4千円
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法定受託に伴う事業については、業務全般を滞りなく進める。 ・国民年金取得時に一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないように対応する。 ・法定受託以外の業務については、年金事務所と連携し、一括納付や口座振替の推進を行い、納付率低下を防ぐ。 ・年金生活者支援給付金制度の対象者に対し、受付等の事務を適正に行う。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
国民年金事務	1,457	1,457	0	0	0	0%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	1,457	1,457	0	0	0	0%

令和3年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	7	福祉医療助成費	116

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	福祉医療助成
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○医療費の自己負担分について、根拠条例に基づき助成を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 ○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額又は一部を医療費として支給する。 <p>(例) 子ども医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児から中学校3年生まで 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額を子ども医療費として支給する。 ・高校1年生から3年生 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の2/3を子ども医療費として支給する。
事業の目標	受給者の経済的な負担軽減等を目的とした福祉医療費助成事業について、受給者証の発行等の事務を円滑に実施することを目標とする。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
福祉医療助成事務	11,253	2,454	0	0	8,799	78%
障害者医療助成	160,821	80,410	0	0	80,411	50%
子ども医療助成	334,082	72,513	0	261,569	0	0%
母子父子家庭医療助成	44,643	22,321	0	22,322	0	0%
精神障害者医療助成	76,842	20,489	0	0	56,353	73%
後期高齢者福祉医療助成	160,889	73,172	0	0	87,717	55%
-	-	-	-	-	-	-
合計	788,530	271,359	0	283,891	233,280	30%

令和3年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	9	後期高齢者医療費	118

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療給付費負担金
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 ○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払い計画に基づき支出する。
事業の目標	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付費を維持する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
後期高齢者医療給付費負担金	831,708	0	0	0	831,708	100%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	831,708	0	0	0	831,708	100%

令和3年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
3	1	9	後期高齢者医療費	118

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療会計の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○根拠法令に基づき後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 ○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引き渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施する。 ●積算 <ul style="list-style-type: none"> ○保険基盤安定繰出金 184,575千円 ○事務費繰出金 17,093千円 ○その他繰出金 31,116千円
事業の目標	一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰出金を支出することで、後期高齢者医療の円滑運営に寄与する。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
後期高齢者医療特別会計繰出金	232,784	138,431	0	0	94,353	41%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	232,784	138,431	0	0	94,353	41%

令和3年度 予算説明書

予算			目名	予算書(P)
款	項	目		
4	1	3	母子健康づくり推進費	142

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	未熟児養育医療
事業目的	入院治療が必要な未熟児の医療費を助成する制度。未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行うことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○根拠法令に基づき医療費の助成を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○入院治療が必要な未熟児に対し、母子保健法第20条に基づき養育医療費を給付する。 ●積算 <ul style="list-style-type: none"> ○消耗品費 8千円 ○通信運搬費 10千円 ○手数料 5千円 ○養育医療費 4,943千円
事業の目標	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することにより保護者の経済的負担を軽減する。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
未熟児養育医療	4,966	2,999	0	945	1,022	21%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	4,966	2,999	0	945	1,022	21%

令和3年度 予算説明書

特別会計名	予算書(P)
国民健康保険特別会計	299

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	国民健康保険事業
事業目的	県とともに保険者として、国民健康保険税や国・県等からの負担金や補助金を原資とし、被保険者の疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う等、国民健康保険事業を適切に運営する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 平成30年度からの国保制度改正により、県からの保険給付費等交付金によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した際の保険給付を適切に実施する。保険給付に必要な県への国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税の収入により確保し、国民健康保険事業を適切に運営する。そのために、保険税率について国民健康保険運営協議会へ諮り、答申に基づき、税率を改定する。 ●主な事業内容 ○被保険者の資格管理 ○保険給付 ○保険税の賦課 ○保健事業の実施 【新拡】特定健康診査受診券・記録票改善事業 ●主な予算の内訳 ○保険給付費 4,869,358千円 ○事業費納付金1,908,252千円 ○保健事業費 100,551千円 ○国民健康保険税 1,304,534千円 ○県支出金4,895,698千円 ●主な関係法令等 ○国民健康保険法 ○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ○犬山市国民健康保険条例・施行規則 ○犬山市国民健康保険税条例・施行規則
事業の目標	県への事業費納付金と税負担のバランスを図り、国民健康保険財政の健全で安定な運営を図る。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
総務費	30,819	1,716	0	29,103	0	0%
保険給付費	4,869,358	4,847,089	0	11,200	11,069	0%
国民健康保険事業費納付金	1,908,252	21,653	0	88,885	1,797,714	94%
保健事業費	100,551	25,240	0	44,813	30,498	30%
諸支出金	9,753	0	0	0	9,753	100%
財政安定化基金拠出金・基金積立金・公債費	3	1	0	0	2	67%
予備費	5,000	0	0	0	5,000	100%
合計	6,923,736	4,895,699	0	174,001	1,854,036	27%

令和3年度 予算説明書

特別会計名	予算書(P)
後期高齢者医療特別会計	416

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計																				
事業目的	被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して必要な保険給付を行う。 また、傷病の未然防止、若しくは早期発見により重症化・長期化することを防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康診査等の保健事業を実施する。 保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合で、市は保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け等、窓口業務を行う。なお、対象者は、市内に住む75歳以上の人と、前期高齢者（65～74歳）で一定の障害のある人である。																				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に、適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請・届出の受付事務等、窓口業務を行う。 ●主な事業内容 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○被保険者資格管理に関する申請等の受付</td> <td style="width: 50%;">○保険給付に関する申請等の受付</td> </tr> <tr> <td>○保険料の徴収</td> <td>○保健事業の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</td> </tr> </table> ●主な関係法令等 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○高齢者の医療の確保に関する法律</td> <td style="width: 50%;">○愛知県後期高齢者医療広域連合規約</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則</td> </tr> </table> ●主な予算の内訳 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">○総務費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">8,882千円</td> </tr> <tr> <td>○後期高齢者医療広域連合納付金</td> <td style="text-align: right;">1,364,556千円</td> </tr> <tr> <td>○保健事業費</td> <td style="text-align: right;">76,816千円</td> </tr> <tr> <td>○諸支出金</td> <td style="text-align: right;">2,652千円</td> </tr> <tr> <td>○予備費</td> <td style="text-align: right;">1千円</td> </tr> </table> 	○被保険者資格管理に関する申請等の受付	○保険給付に関する申請等の受付	○保険料の徴収	○保健事業の実施	○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		○高齢者の医療の確保に関する法律	○愛知県後期高齢者医療広域連合規約	○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則		○総務費	8,882千円	○後期高齢者医療広域連合納付金	1,364,556千円	○保健事業費	76,816千円	○諸支出金	2,652千円	○予備費	1千円
○被保険者資格管理に関する申請等の受付	○保険給付に関する申請等の受付																				
○保険料の徴収	○保健事業の実施																				
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施																					
○高齢者の医療の確保に関する法律	○愛知県後期高齢者医療広域連合規約																				
○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則																					
○総務費	8,882千円																				
○後期高齢者医療広域連合納付金	1,364,556千円																				
○保健事業費	76,816千円																				
○諸支出金	2,652千円																				
○予備費	1千円																				
事業の目標	市民の高齢化に伴い、後期高齢者医療保険の被保険者が増加することが見込まれる中で、被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して必要な保険給付を適切に実施する。																				

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				一般財源の割合
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
後期高齢者医療特別会計	1,452,907	0	0	1,452,905	2	0%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
合計	1,452,907	0	0	1,452,905	2	0%